

# アパートメント(インテリジェントホーム)利用条項



## 第1節 総則

### 第1条 (利用条項の適用)

株式会社ケーブルテレビ品川(以下「当社」といいます。)は、当社の定める「アパートメント(インテリジェントホーム)利用条項」(以下「本利用条項」といいます。)に基づき、第2条に定める利用者に対し、アパートメント(インテリジェントホーム)(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

### 第2条 (用語の定義)

本利用条項においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入契約	本サービスの提供を受けるための契約
利用契約	本サービスの利用を受けるための契約
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
加入者	当社と加入契約を締結している者
利用者	本建物に居住し当社と利用契約を締結している者
世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団
本建物	当社と加入契約を締結しており、複数の世帯が居住する建物
工事費	利用者が利用する追加契約に伴う機器の設置工事に要する費用
料金等	本サービスに関し、加入者および利用者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
消費税等相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
本アプリ	本サービスを利用する上で必要となる専用のアプリケーション
サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器
当社の通信設備	本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
ソフトウェア	当社の通信設備とデータ通信を行う等、本アプリを利用する上で通信機器に必要となるシステム
インテリジェントホームゲートウェイ	当社の通信設備とデータ通信する際に必要となる機器で、インターネット回線経由にて利用するもの
IPカメラ	Wi-Fiを搭載したカメラ
ドア・窓センサー	扉や窓が開いたことを感知するセンサー
広域モーションセンサー	赤外線(熱)を広域に感知するセンサー
狭域モーションセンサー	赤外線(熱)を狭域に感知するセンサー
センサー等	本サービスを利用するために必要となるドア・窓センサー、広域モーションセンサー、狭域モーションセンサーの総称
家電コントローラー	赤外線リモコンで動作する家庭用エアコンと照明を操作する機器
スマートロック	遠隔操作、テンキーまたは非接触型ICメディアにより、電気的に施錠・解錠を可能にする機器
スマートライト	遠隔操作または電球上にあるボタンから電気的に点灯・消灯・調光を可能にする機器
関連端末	IPカメラ、家電コントローラー、スマートロック、センサー、スマートライト等のデバイスの総称
機器一式	インテリジェントホームゲートウェイ、IPカメラ、家電コントローラー、スマートロック、センサー、スマートライト等の総称
標準機器一式	機器一式のうち、加入するサービスプランに応じて当社が加入者に貸与する機器
追加機器一式	機器一式のうち、当社が利用者に貸与または販売する機器
セキュリティステッカー	東急セキュリティ株式会社が利用者に貸与するステッカー
利用者端末	利用者が所有または管理するパソコン、スマートフォン、タブレット等
映像データ等	IPカメラから撮影した画像、映像データ等
ID	利用者に付与される本サービスを利用するための各種識別番号
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

### 第3条 (本サービスの内容)

本サービスは、本建物における利用者の宅内に設置した機器一式を、インターネット回線を経由し、本アプリを利用して利用者端末から遠隔でコントロールできるホーム・コントロールおよびホーム・モニタリング型サービスです。

2. 本サービスは当社指定のインテリジェントホームゲートウェイ(以下「ゲートウェイ」といいます。)の設置が必要となります。利用者は、ゲートウェイに加え、関連端末を単独または組み合わせることで以下の遠隔操作および駆付けサービスを利用することができます。

- カメラリモート  
本アプリ上で指定した条件に基づき、宅内に設置したIPカメラの映像データ等の撮影および指定のあて先に映像データ等の送信を行うサービス
  - センサーリモート  
本アプリ上で指定した条件に基づき、宅内に設置したセンサー等の感知した情報を指定のあて先に送信を行うサービス
  - 駆付けサービス  
宅内に設置したセンサー等が反応を検知し、それを利用者が異常と認識した場合に、当社に依頼をすることで東急セキュリティ株式会社(以下「東急セキュリティ」といいます。)の警備員が出勤対応をするサービス
  - 赤外線家電リモート  
本アプリ上で指定した条件に基づき家庭用エアコンや照明の操作を家電コントローラーで行うサービス
  - 電子錠リモート  
本アプリ上で指定した条件に基づき施錠や解錠の操作をスマートロックで行う。テンキーによるパスワード認証や非接触型ICメディアによる認証も可能となるサービス
  - 電球リモート  
本アプリ上で指定した条件に基づき点灯、消灯、調光の操作を行うサービス
3. 本サービスは、当社指定の機器一式でのみ利用できるものとします。なお、ゲートウェイのみの設置を行うことはできません。
- 赤外線家電リモートを利用する場合、以下の条件でサービスを提供します。
    - ゲートウェイ1台に対し、家電コントローラー1台の接続に限りします。
    - 家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン、照明各1台の操作に限りします。
    - 家電コントローラーの設置設定時に、株式会社グラモモ提供の専用アプリケーションが必要となります。ただし、当該アプリケーションのうち当社サポート対象となるのは設置設定時に使用する「外部接続連携操作」機能のみとなります。
  - 電子錠リモートは、以下の操作で利用できるものとします。
    - 本アプリを利用して利用者端末での遠隔操作、テンキーまたは非接触型ICメディアにより施錠や解錠ができます。
    - オートロック機能により施錠ができます。
6. 本サービスの利用の際に、当社または第三者が別途提示する個別規定またはその他の約款(以下「その約款等」といいます。)がある場合は、利用者は、本利用条項に加えて当該その約款等に同意し、それらに従うものとします。

### 第4条 (提供区域)

本サービスの提供区域は、当社ホームページ上での掲載等、当社が別途定めるとおりとします。

## 第2節 利用契約

### 第5条 (利用契約の単位と有効期間)

利用契約の締結は、世帯ごとに行います。

2. 有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし、有効期間満了の10日前までに当社または利用者いづれからでも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

### 第6条 (利用契約の申し込み)

申込者は、本利用条項を承認の上、当社所定の利用申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとします。

- 申込者の住所および氏名、または、所在地、商号および代表者
- 利用を希望するサービス内容
- その他必要事項

2. 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。  
3. 申込者である個人が成年被後見人または被保佐人の場合、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。  
4. 別表の1.に定める駆付けサービスを希望する利用者は、本利用条項および東急セキュリティが定める「駆付けサービス(アパートメント)利用条項」(以下「駆付け利用条項」といいます。)に同意の上、当社を介して東急セキュリティに申し込みを行うものとします。

### 第7条 (申し込みの承諾)

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

- 申込者が本利用条項に違反するおそれがある場合
- 申し込み内容に虚偽の記載があった場合
- 本サービスの提供が著しく困難である場合
- その他、利用契約締結が不適当である場合

2. 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

### 第8条 (利用契約の成立と利用開始日)

利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. 前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。  
3. 利用契約の成立後、初めてゲートウェイが設置された日を、本サービスの利用開始日と定めます。また、第11条(利用申込書記載事項の変更)第3項の規定により特定の追加機器一式が追加されたときは、当該追加機器一式が設置された日を、当該追加機器一式の利用開始日と定めます。  
4. 第1項から第3項の規定にかかわらず、東急セキュリティは、利用者からの駆付けサービスの申し込みに対し、東急セキュリティより利用者向け利用開始日が記載された書面を発行します。なお、この書面の発行をもって東急セキュリティが定める駆付けサービス(アパートメント)利用契約(以下「駆付け利用契約」といいます。)が成立したものと、当該書面に記載された利用開始日を駆付けサービスの利用開始日と定めます。

### 第9条 (利用の条件)

利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要なインターネット回線、通信機器、電源、電池、ソフトウェア等(以下「設置環境」といいます。)を準備するものとします。

2. 前項に定めるインターネット回線については、第10条(本アプリの提供と管理)第2項に定める利用者端末を、有線および常時接続されていることを前提とします。なお、モバイル端末は利用できません。  
3. 利用者と本サービスを使用する者(以下「使用者」といいます。)が異なる場合は、利用者は使用者に必要な情報を提供するものと、利用者は、利用契約の全責任を負います。

### 第10条 (本アプリの提供と管理)

当社は、利用契約に伴い、当社所定の方法にて本アプリを利用者へ提供します。

2. 利用者は、映像データ等の閲覧その他、本サービスの利用にあたり、本アプリをダウンロード、インストールする必要があり、この媒体として、利用者端末を要するものとします。なお、当該利用者端末は、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。  
3. 本アプリは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。  
4. 利用者は、当社が提供した本アプリその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

## 第3節 契約事項の変更

### 第11条 (利用申込書記載事項の変更)

スマートロックを設置している利用者は、利用申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。

2. 利用者は、利用申込書記載の利用サービス内容の変更を請求することができます。この場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。  
3. 利用者は、特定の追加機器一式の追加を請求することができます。この場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。  
4. 利用者は、非接触型ICメディアの追加購入を請求することができます。この場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。  
5. 利用者は、利用者がゲートウェイを複数台利用している場合、毎月末日付にて、特定のゲートウェイのみ解約を請求することができます。この場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。  
6. 利用者は、利用者が関連端末を複数台利用している場合、毎月末日付にて、特定の関連端末のみ解約を請求することができます。この場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。  
7. 当社は、第7条(申し込みの承諾)の規定に準じ、第1項から第5項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該利用者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。  
8. 本条に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。第1項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、第9項の場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。  
9. 利用者が特に認める場合に限り、利用者は、本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

### 第12条 (名義変更および権利譲渡等)

利用者は、名義変更をすることはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はその限りではありません。

- 利用者の改称
- 承継
- 譲渡

2. 前項第2号または第3号の場合は、新契約者が旧契約者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。  
3. 前2項の規定により契約名義を変更しようとする利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。  
4. 前各項の名義変更により、契約を承継する者は、利用者が負う一切の義務を承継するものとします。  
5. 利用者は、名義変更による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、買入れ、または貸与することはできません。

# アパートメント(インテリジェントホーム)利用条項



## 第13条 (設置場所の変更)

- 利用者は、機器一式の設置場所の変更を請求することができるものとします。機器一式の設置場所を変更する場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
- 利用者は、設置場所の変更先が、同一敷地内または同一建物内ではない場合、利用契約は解約となり、インテリジェントホーム契約約款に同意することにより継続して利用することができます。ただし、第32条(標準機器一式の貨物)に定めるとおり、標準機器一式は当社に返還するものとします。
  - 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前1項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該利用者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
    - 変更を希望する本件建物の所有者の承諾が得られない場合
    - 当該変更により、本サービスの提供が困難となるおそれがあると当社が判断した場合
  - 利用者は、機器一式の設置場所の変更に伴う作業を行うことができないものとします。ただし、IPカメラおよび家電コンローラーの設置場所の変更については、自己の責任において利用者が行ったものとし、
  - 当社が定めた要件を満たす利用者については、機器一式の設置場所の変更にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。

## 第4節 本サービス提供の停止等

### 第14条 (当社が行う本サービス提供の停止)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することができます。
- 加入契約または利用契約に定められた本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
  - 利用申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
  - 第15条(当社が行う本サービス提供の制限)第1項第2号の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
  - 第37条(禁止事項)、第39条(機密保持)第1項の規定に違反した場合
  - その他、当社が本サービスの提供を不適切と判断した場合
2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該利用者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第15条 (当社が行う本サービス提供の制限)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することができます。
- 天災・地震その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき
  - 利用者が、当社の通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
2. 当社は、前項第1号により本サービスの提供を制限するときは、利用者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項第2号により本サービスの提供を制限するときは、利用者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 当社が本条の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第16条 (当社が行う本サービス提供の休止)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することができます。
- 当社の通信設備の保守作業または工上やむを得ない場合
  - 当社の通信設備に障害が生じた場合
  - 第15条(当社が行う本サービス提供の制限)第1項第1号の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
  - 天災等の不可抗力
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止する場合、可能な限り事前に、その理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社所定の方法により告知するものとします。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第5節 利用契約の解除

### 第17条 (利用者が行う利用契約の解約)

- 利用者は、第5条(利用契約の単位と有効期間)第2項の規定にかかわらず、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
- 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。
- 当社が定めた要件を満たす利用者については、本条で定める解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

### 第18条 (当社が行う利用契約の解除)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条(利用契約の単位と有効期間)第2項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。
- 第14条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項の規定により本サービスの利用を停止した利用者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合
  - 第9条(利用の条件)に定める設置環境が整っておらず、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
  - 加入契約が解除または解約となった場合
  - その他当社、利用者のいずれの責にも帰すことのできない事由により、本サービスの提供が困難な場合
2. 当社は、利用者が第14条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
- 加入契約が解除または解約となったあとも、本サービスの継続を希望する利用者は、標準機器一式を当社に返還の上、インテリジェントホーム契約約款およびその他約款等に同意し、当該約款等に定める料金を支払うことで第3条(本サービスの内容)第2項に定めるサービスと同等のサービス(以下「インテリジェントホーム」といいます。)を利用することができるものとします。
  - 当社は、第1項および第2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により利用者に対しその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
  - 第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの提供終了日と定めます。

## 第6節 IDおよびパスワード

### 第19条 (IDおよびパスワードの管理)

- 当社は、契約の成立に伴い、利用者へIDを付与します。利用者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
- 利用者は、IDおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
  - 利用者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものと、その報告があった場合および当社がその事態に基づいた場合には、当該IDによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により利用者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。

- 利用者が第17条(利用者が行う利用契約の解約)の規定により利用契約を解約する場合、もしくは第18条(当社が行う利用契約の解除)の規定により利用契約が当社により解除された場合、利用契約の終了日または本サービスの提供終了日以降、当該利用者はIDとパスワードを利用する権利を失うものとします。

## 第7節 料金等

### 第20条 (料金等)

- 料金等は、別表に定めるとおりとします。
- 利用者は、別表記載の金額に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
  - 当社は、料金等を改定ことがあります。この場合、当社は改定の1ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

### 第21条 (利用者の支払い義務)

- 利用者は、その契約内容に応じ、第20条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、駆けつけサービスについては、駆けつけ利用条項の規定により、東急セキュリティより当社が譲り受けた債権(駆けつけ利用条項の規定により支払いを要することになった料金等に関する債権)の額に相当する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
- 利用者は、第11条(利用申込書記載事項の変更)の規定により、契約内容が変更されたときは、変更後の契約内容に応じ、第20条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
  - 料金等のうち、駆けつけサービスを除く月額利用料金の支払い義務は、第8条(利用契約の成立と利用開始日)第3項に規定する利用開始日に発生するものとします。駆けつけサービスの月額利用料金の支払い義務は、駆けつけ利用条項の規定により、東急セキュリティが発行する書面に記載された利用開始日に発生するものとします。
  - 料金等のうち、駆けつけサービスにかかる出勤料金の支払い義務は、当該駆けつけサービスの利用開始日以降に利用者が東急セキュリティの警備員に出勤要請を行った時点で発生するものとします。
  - 料金等のうち、販売価格の支払い義務は、第8条(利用契約の成立と利用開始日)に規定する利用開始日、あるいは第11条(利用申込書記載事項の変更)の規定により利用サービス内容および機器一式を変更、追加したときは、変更、追加後の利用開始日に発生するものとします。
  - 料金等のうち、契約事務手数料の支払い義務は、第8条(利用契約の成立と利用開始日)第3項に規定する本サービスの利用開始日に発生するものとします。
  - 料金等のうち、工事費用の支払い義務は、第25条(機器一式の設置および費用負担)、第26条(機器一式の移設および費用負担)、あるいは第27条(機器一式の撤去および費用負担)に規定する機器一式の設置、移設、あるいは撤去が完了した日に発生するものとします。
  - 第14条(当社が行う本サービス提供の停止)の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
  - 第15条(当社が行う本サービス提供の制限)の規定により、本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
  - 第16条(当社が行う本サービス提供の休止)の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用出来ないう状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる利用者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。

### 第22条 (料金等の請求時期および支払期限等)

- 当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて利用者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
- 前項の規定により料金等の請求を受けた利用者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
  - 利用者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。
  - 利用者は、当社が利用者から料金等の支払いを受ける権利の全部または一部を、当社の指定する信販会社に譲渡することができることを、あらかじめ承諾するものとします。この場合、譲渡後の料金等の支払いについては、当該債権の譲受人の定める条件によるものとします。また、当社は、当社の指定する信販会社に譲渡した当該権利の全部または一部について、かかる譲渡を取り消し、または当社の指定する信販会社から再譲渡を受けることができるものとします。

### 第23条 (利用契約終了に伴う料金等の精算方法)

- 第17条(利用者が行う利用契約の解約)第1項、第3項および第18条(当社が行う利用契約の解除)第1項、第2項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第17条(利用者が行う利用契約の解約)第2項および第18条(当社が行う利用契約の解除)第5項に定める提供終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

### 第24条 (遅延損害金)

- 利用者が料金その他利用契約に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年14.6%(年365日の日割り計算による。)の割合による遅延損害金を、支払期限の翌日より完済に至るまで当社に支払うものとします。

## 第8節 機器一式

### 第25条 (機器一式の設置および費用負担)

- 機器一式の設置工事は当社が行うものとし、標準機器一式の設置工事に要する費用は加入者が、追加機器一式の設置工事に要する費用は利用者がそれぞれ負担するものとします。なお、当該工事の保証期間は工事が完了した日より1年間とします。
- 利用者は、利用者の各種変更の希望により設置工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

### 第26条 (機器一式の移設および費用負担)

- 当社が第13条(設置場所の変更)第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により機器一式を移設します。この場合、利用者は、当該移設に要する費用を負担するものとします。

### 第27条 (機器一式の撤去および費用負担)

- 第17条(利用者が行う利用契約の解約)第1項および第18条(当社が行う利用契約の解除)第1項、第2項の規定により利用契約が終了したときは、機器一式を撤去します。この場合、利用者は、当該撤去に要する費用を負担するものとします。
- 第18条(当社が行う利用契約の解除)第1項第3号により加入契約が終了となった場合は、機器一式を撤去するものとし、標準機器一式の撤去に要する費用は加入者が、追加機器一式の撤去に要する費用は利用者がそれぞれ負担するものとします。なお、加入契約が終了した後も利用者が第18条(当社が行う利用契約の解除)第5項に定める手続きを行う場合、当社は、標準機器一式のみ撤去するものとします。
  - 撤去に伴い、本件建物の復旧を要する場合、加入者または利用者はその復旧費用を負担するものとします。

### 第28条 (責任事項)

- 当社は、当社の通信設備について維持管理責任を負います。なお、利用者は当社の通信設備の維持管理の必要上、第16条(当社が行う本サービス提供の休止)第1項の規定により、本サービスの提供が一時的に休止することがあることを承認するものとします。

### 第29条 (設置場所の無償使用)

- 当社は、機器一式を設置するために必要最小限において、本件建物を無償で使用できるものとします。
- 利用者は、利用契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。



# アパートメント(インテリジェントホーム)利用条項



## 第30条 (便宜の供与)

利用者は、当社または当社の指定する業者が機器一式の検査、修復等を行うために、本件建物の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

## 第31条 (故障)

- 本サービスに異常が生じた場合、利用者は本件建物のインターネット回線設備に異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社の通信設備を調査し、適切な措置を講じます。ただし、本件建物の通信設備に起因する異常については、この限りではありません。
- 前項の調査の結果、異常、故障が利用者の責に帰すべき事由によるものであった場合、または当社の通信設備等に故障のないことが明らか場合は、その調査または修理に要した費用は利用者が負担するものとします。

## 第32条 (標準機器一式の貸与)

- 利用者は、別表の1. に定めるサービスプランに応じて、当社より加入者が貸与を受けた標準機器一式を利用することができるとします。
- 前項により、利用者が利用する標準機器一式については、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。なお、利用者は標準機器一式を本来の用法に従って使用するものとします。また、当社が認める場合を除き、利用者は標準機器一式の交換を請求できません。
- 利用者は、加入者が加入契約を解約または解除した場合、もしくは利用者が利用契約を解約または解除した場合、標準機器一式をすみやかに当社に返還するものとします。なお、利用者が故意または過失により標準機器一式を破損もしくは紛失し、または返還しない場合、利用者は、別表の7. に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
- 利用者は、標準機器一式のうち特定の関連端末のみ解約を行う場合、当社への申告をせず、利用者自身で標準機器一式のうち特定の関連端末の取り外しを行った場合は、料金の支払い義務は継続して発生するものとします。
- 利用者は、当社が標準機器一式以外の機器を使用して本サービスを利用することはできません。なお、当社は、第三者から譲渡された当社販売ゲートウェイを使用する利用者への本サービスの提供について一切保証しないものとします。
- 利用者は、当社が必要に応じて行うゲートウェイのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

## 第33条 (ゲートウェイ)

- 利用者の居住する本件建物のサービスプランがセンサープラン(シェア型)の場合、利用者は、標準機器一式に加え、ゲートウェイを設置することで関連端末の遠隔操作を行うことができます。また、スマートロックプラン(シェア型)およびスマートロック×センサープラン(シェア型)の場合、利用者は、標準機器一式に加え、ゲートウェイを設置することで関連端末の遠隔操作およびスマートロックの非接触型ICメディアによる認証を行うことができます。ゲートウェイの利用には、別表の1. に定める基本利用料およびゲートウェイ月額レンタル料を当社に支払うことで当社より貸与を受けるものとします。なお、ゲートウェイの1台目を購入することはできません。
- ゲートウェイの追加を希望する利用者は、別表の5. (1) に定める販売価格または別表の1. に定める基本利用料およびゲートウェイ月額レンタル料に加え、別表の6. に定める工事費を当社に支払うことで当社より購入または貸与を受けることができます。
- 利用者が当社より購入したゲートウェイ(以下、「当社販売ゲートウェイ」という。)の所有権は、第21条(利用者の支払い義務)第5項に定める料金の支払いが完了したときに利用者に移転するものとします。また、当社は当社販売ゲートウェイが設置された日から24ヵ月間保証するものとし、この保証期間中に故障が生じた場合には、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、当社販売ゲートウェイを本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合、または当社販売ゲートウェイを第三者に譲渡した場合は、この限りではありません。
- 当社が定める必要必要な措置を講ずるものとします。ただし、ゲートウェイを本来の用法に従って使用しなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。また、当社が認める場合を除き、利用者はゲートウェイの交換を請求できません。
- 利用者は、第17条(利用者が行う利用契約の解約)第2項、第18条(当社が行う利用契約の解除)第5項に定める提供終了日、および第11条(利用申込書記載事項の変更)第8項に規定する契約変更日に、当社販売ゲートウェイを除き、ゲートウェイをすみやかに当社に返還するものとします。なお、利用者が故意または過失によりゲートウェイを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、利用者は、別表の7. に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
- 加入者が加入契約を解約または解除した場合において、本サービスの継続を希望する利用者は、前項の規定に関わらず、インテリジェントホーム契約約款に同意することにより、当社が利用者に貸与または販売したゲートウェイを使用して本サービスを継続できるものとします。
- 利用者は、当社が貸与または販売するゲートウェイ以外のゲートウェイを使用して本サービスを利用することはできません。

## 第34条 (関連端末の追加契約)

- 利用者は、第32条(標準機器一式の貸与)に定める標準機器一式に加え、別表に定めるレンタル料または販売価格ならびに工事費を支払うことで、関連端末を追加して利用することができるとします。なお、各世帯の通信環境や利用環境により、ゲートウェイおよび当社の通信設備と接続が可能な台数は異なります。ただし、追加して利用する関連端末のうちスマートライト以外の関連端末は、貸与による利用のみとなり購入することはできません。
- 前項において、当社より貸与を受ける関連端末に故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、関連端末を本来の用法に従って使用しなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。また、当社が認める場合を除き、利用者は関連端末の交換を請求できません。
- 利用者は、特定の関連端末のみの解約を行う場合、当社への申告をせず、利用者自身で関連端末の取り外しを行った場合は、料金の支払い義務は継続して発生するものとします。
- スマートロックを設置している利用者は、非接触型ICメディアを別表の5. (2) に定める販売価格を支払うことで購入することができます。利用者が当社より購入した非接触型ICメディアの所有権は、第21条(利用者の支払い義務)第5項に定める料金等の支払いが完了したときに利用者に移転するものとします。
- 利用者は、当社が貸与する関連端末以外の関連端末を使用して本サービスを利用することはできません。

## 第9節 駆付けサービス

### 第35条 (駆付けサービス)

- 東急セキュリティは、駆付けサービスの利用者に対し、セキュリティステッカーを貸与します。セキュリティステッカーは契約した世帯にのみ貼付できるものとし、利用者がセキュリティステッカーをその他の物件に譲渡することはできません。なお、利用者は、セキュリティステッカーの貼付について、予め本件建物所有者に必要な許可を得るものとします。
- 利用者は、加入者が加入契約を解約または解除した場合、もしくは利用者が利用契約を解約または解除した場合、セキュリティステッカーをすみやかに東急セキュリティに返還するものとします。なお、原則として利用者自身でセキュリティステッカーを剥がすものとし、セキュリティステッカーを剥がす際に貼り付け部分およびその周りに傷がいた場合(東急セキュリティのスタッフの利用者の代わりにセキュリティステッカーを剥がした場合を含みます。)、当社および東急セキュリティは免責されるものとします。
- 駆付けサービスの内容は、駆付け利用条項第4条(駆付けサービスの利用)に定めるとおりとしま

す。なお、利用者は東急セキュリティの警備員が本件建物に立ち入ることについて、予め本件建物所有者に必要な許可を得るものとします。

- 当社は、出動の要請があった場合、依頼者の情報、センサーの反応の有無および本件建物の情報を確認します。なお、依頼者が利用者とする場合または本件建物に居住していない場合は、利用者の氏名、住所、連絡先を確認し依頼を受け付けます。
- 当社は、前項に規定する情報が確認できない場合、依頼者からの出動の要請を承諾しない場合があります。
- 東急セキュリティの出動後、駆付け利用条項に規定する警備報告書および当社から依頼者への電話連絡をもって対応を完了するものとします。なお、依頼者への電話連絡がつかない場合は、当該警備報告書をもって対応を完了するものとします。
- 駆付けサービスに関しては、駆付け利用条項を優先的に適用するものとし、駆付け利用条項に特に記載のない事項に関しては、本利用条項を適用するものとします。なお、東急セキュリティは、駆付け利用条項第6条(申し込みの承諾)に該当する場合または駆付け利用条項第25条(反社会的勢力の排除)第1項に違反するおそれがある場合もしくは同条第2項に該当する場合は、駆付け利用契約を承諾しない場合があります。その場合、利用者は、駆付けサービスを利用することは出来ません。

## 第10節 雑則

### 第36条 (利用者の義務)

- 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。
  - 利用者がネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
  - 利用者は、当社のサーバ内に保管された利用者のデータおよび本アプリ内のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは利用者の責任において行うこと
  - 利用者は、本アプリおよび本サービスで提供するソフトウェアは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること

### 第37条 (禁止事項)

- 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。
  - 機器一式を転賃、譲渡、買入れする行為
  - 機器一式を変更・分解・改変または付加物等を取付ける行為。ただし、天災、地震、又はその他の非常事態に際して保護する必要があるとき、もしくは保守の必要があるときを除く
  - 本アプリを改変し、またはリバースエンジニアリング(主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。)、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為
  - 本アプリの全部または一部を複製、翻案する行為
  - 本アプリの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する行為
  - 本サービスを第三者が利用できる状態にする行為、またはそのおそれのある行為
  - 本アプリを利用して営利目的の活動をする行為、またはしようとする行為
  - IDおよびパスワードを不正使用する行為
  - 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - 当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - 当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
  - 詐欺、児童売買、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
  - わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを取録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
  - 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
  - 無限連鎖講(ネットワーク)を開設し、またはこれを勧誘する行為
  - 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
  - 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
  - 無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
  - 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
  - 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を誘い、仲介または誘引(他人に依頼することを含む)する行為
  - 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報や不特定多数の者に対して送信する行為
  - 人を故意に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する行為
  - 火災や事故等の危険な事象を引き起こすおそれのある行為
  - その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
  - 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報、不特定多数の者をして掲載させることを助長する行為
  - 公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
  - 法令に違反し、またはそのおそれのある行為
  - その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不適当と判断する行為

### 第38条 (損害賠償の免責および特約事項)

- 当社は、第14条(当社が行う本サービス提供の停止)、第15条(当社が行う本サービス提供の制限)、第42条(本サービスの廃止)の規定により、本サービスの提供を停止、制限、廃止したことによって、利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 利用者が、第36条(利用者の義務)に規定する行為を怠ったことに起因し、本サービスに停止・制限等が発生したことによって、利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 第12条(主義変更および権利譲渡等)の規定により、主義変更を行ったことにより利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 利用者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該利用者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社、東急セキュリティおよびソフトウェア開発企業は一切責任を負わないものとします。
- ID、パスワードおよびスマートロック等の管理不十分や使用の過誤により利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 利用者が、第36条(利用者の義務)、第37条(禁止事項)および第39条(機密保持)第1項について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該利用者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
- 第17条(利用者が行う利用契約の解約)および第18条(当社が行う利用契約の解除)の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当社は、当該利用者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
- 当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第40条(個人情報)の規定を遵守した上で、利用者の使用する関連端末と電気信号による通信を行うことができるものとします。
- 当社は、次の各号に定める目的の範囲内、利用者の本サービスの利用状況や機器一式の条件設定履歴等のログ情報、映像データ等を取得できるものとし、利用契約の終了後は、当社は当該利用者のデータ等について削除する権利を有するものとします。
  - 本サービスの運用・管理
  - 本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧

# アパートメント(インテリジェントホーム)利用条項

(3) 本サービスの利便性の向上

(4) 本サービスの付加価値サービスの調査・開発

10. 当社は前項の目的についての分析・調査および助言等を専門的に行う第三者に、ログ情報を開示できるものとします。ただし、その場合、個人を特定できない形式に加工、抽象化した上で開示するものとします。
11. 当社は、当社のサーバに保管する利用者データについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除または利用者による当該データ削除に起因して利用者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
12. 当社は利用者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
13. 利用者は、天災、地震、またはその他の非常事態の際に第32条(標準機器一式の貸与)第2項に規定する修理、交換、その他必要な措置が速やかに実施できない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
14. 設置環境については、利用者が自己の責任により確保するものとします。なお、利用者は、設置環境により、本サービスの一部または全部の機能に制限が発生すること、または継続的に提供されない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
15. 本サービスは、設置環境によって誤検知または非検知となる場合を含め、正確性、有用性、確実性および完全性を保証するものではありません。
16. 当社は、本サービスに係る工事完了の確認、障害時の対処その他緊急事態の場合にのみ利用者の承諾のもと、映像データ等の閲覧等を行うものとします。なお、当該行為にかかる責任は全て利用者が負うものであり、その後当社に対して一切の異議を唱えないことを、あらかじめ承諾するものとします。
17. 当社は、本条の規定に起因し、利用者へ何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負いません。

## 第39条(機密保持)

- 利用者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜査・検証)その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
  3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
  4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と機密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な利用者の機密情報を提供することがあります。

## 第40条(個人情報)

- 当社は、利用者の個人情報を別途当社が定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱うものとします。
2. 当社は、利用者の個人情報を当社が定める利用目的以外に利用しないものと、利用者の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。
  3. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜査・検証)その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
  4. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、個人情報の照会に応じることができるものとします。

## 第41条(利用条項の変更)

当社は、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法で利用者へ告知することにより、サービス内容等を変更することができるものとします。その場合の提供条件は、変更後の本利用条項によります。

## 第42条(本サービスの廃止)

- 当社は、当社の都合により本サービスを廃止する場合があります。この場合、利用契約は、廃止と同時に終了するものとし、当該廃止の日をもって本サービスの提供終了日とします。
2. 当社は、前項の場合には、本サービスを廃止する日の3か月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

## 第43条(国内法への準拠)

利用契約は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第44条(定めなき事項)

利用契約に定めなき事項が生じた場合は、当社および利用者は、利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

## 本利用条項に関する付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、本利用条項に特約を付することができるものとします。
- (2) 第6条(利用契約の申し込み)第4項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。ただし、当社と「駆けつけプラン」または「スマートロック×駆けつけプラン」の加入契約を締結している建物に居住している場合は、この限りではありません。
- (3) 本利用条項は、2017年8月1日より施行します。

# アパートメント(インテリジェントホーム)利用条項

別表(本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。)

## 1. 利用料金

### ○センサープラン

#### (1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1) 対象サービス未利用者(*2)	(*3)1,980円 2,980円

(\*1) 別表の2. のいずれかを利用して本サービス利用者として。

(\*2) 別表の2. のいずれも利用していない本サービス利用者として。

(\*3) 別表の2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料金(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料金(2,980円)に変更するものとします。

※上記の月額利用料金には、「しながわ テレビ・プッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料金1台分が含まれます。

#### (2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

#### (3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料金		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		200円/台
広域モーションセンサー			
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートロック(*2)	700円/台		
スマートライト	100円/個		

(\*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。

(\*2) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

#### (4) 駆けつけサービス

月額利用料金	(*1) 1,000円/世帯
--------	----------------

(\*1) 出動料金は別途発生します。なお、第6条(利用契約の申し込み)第4項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

### ○駆けつけプラン

#### (1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1) 対象サービス未利用者(*2)	(*3)1,980円 2,980円

(\*1) 別表の2. のいずれかを利用して本サービス利用者として。

(\*2) 別表の2. のいずれも利用していない本サービス利用者として。

(\*3) 別表の2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料金(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料金(2,980円)に変更するものとします。

※上記の月額利用料金には、「しながわ テレビ・プッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料金1台分が含まれます。

#### (2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

#### (3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料金		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		200円/台
広域モーションセンサー			
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートロック(*2)	700円/台		
スマートライト	100円/個		

(\*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。

(\*2) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

#### (4) 駆けつけサービス

月額利用料金	(*1) 0円/世帯
--------	------------

(\*1) 出動料金は別途発生します。

### ○スマートロックプラン

#### (1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1) 対象サービス未利用者(*2)	(*3)1,980円 2,980円

(\*1) 別表の2. のいずれかを利用して本サービス利用者として。

(\*2) 別表の2. のいずれも利用していない本サービス利用者として。

(\*3) 別表の2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料金(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料金(2,980円)に変更するものとします。

※上記の月額利用料金には、「しながわ テレビ・プッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料金1台分が含まれます。

#### (2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

#### (3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料金		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		200円/台
広域モーションセンサー			
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートロック(*2)	0円/台	700円/台	
スマートライト	100円/個		

(\*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。

(\*2) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

#### (4) 駆けつけサービス

月額利用料金	(*1) 1,000円/世帯
--------	----------------

(\*1) 出動料金は別途発生します。なお、第6条(利用契約の申し込み)第4項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

### ○スマートロック×センサープラン

#### (1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1) 対象サービス未利用者(*2)	(*3)1,980円 2,980円

(\*1) 別表の2. のいずれかを利用して本サービス利用者として。

(\*2) 別表の2. のいずれも利用していない本サービス利用者として。

(\*3) 別表の2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料金(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料金(2,980円)に変更するものとします。

※上記の月額利用料金には、「しながわ テレビ・プッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料金1台分が含まれます。

#### (2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

#### (3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料金		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		200円/台
広域モーションセンサー			
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートロック(*2)	0円/台	700円/台	
スマートライト	100円/個		

(\*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。

(\*2) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

#### (4) 駆けつけサービス

月額利用料金	(*1) 1,000円/世帯
--------	----------------

(\*1) 出動料金は別途発生します。なお、第6条(利用契約の申し込み)第4項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

### ○スマートロック×駆けつけプラン

#### (1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1) 対象サービス未利用者(*2)	(*3)1,980円 2,980円

(\*1) 別表の2. のいずれかを利用して本サービス利用者として。

(\*2) 別表の2. のいずれも利用していない本サービス利用者として。

(\*3) 別表の2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料金(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料金(2,980円)に変更するものとします。

※上記の月額利用料金には、「しながわ テレビ・プッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料金1台分が含まれます。

#### (2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

#### (3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料金		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		200円/台
広域モーションセンサー			
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートロック(*2)	0円/台	700円/台	
スマートライト	100円/個		

(\*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。



# アパートメント(インテリジェントホーム)利用条項



(※) スマートロック 1台に対して非接触型 ICメディアのカードキー 3枚が付属します。

## 4 駆けつけサービス

月額利用料金	(*) 0円/世帯
--------	-----------

(\*) 出動料金は別途発生します。

## ○センサープラン (シェア型)

### (1) 基本利用料

ゲートウェイ 1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料金
ゲートウェイ 1台目		1,280円
ゲートウェイ 2台目以降	対象サービス利用者(*1)	(*)3) 1,980円
	対象サービス未利用者(*2)	2,980円

(※1) 別表の 2. のいずれかを利用して本サービス利用者としてします。

(※2) 別表の 2. のいずれも利用していない本サービス利用者としてします。

(※3) 別表の 2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料金 (1,980円) で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料金 (2,980円) に変更するものとします。

※上記の月額利用料金には、「しながわ テレビ・プッシュ契約約款」別表の 1. に掲げる月額利用料金 1台分が含まれます。

### (2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料金
ゲートウェイ 1台目		0円
ゲートウェイ 2台目以降		300円/台

### (3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料金		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		
広域モーションセンサー	200円/台		
狭域モーションセンサー	200円/台		
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートロック(*2)	700円/台		
スマートライト	100円/個		

(※1) ゲートウェイ 1台に対して 1台の接続に限ります。また、家電コントローラー 1台に対して家庭用エアコン・照明各 1台の操作に限ります。

(※2) ゲートウェイの設置を行った場合、スマートロック 1台に対して非接触型 ICメディアのカードキー 3枚が付属します。

### (4) 駆けつけサービス

月額利用料金	(*) 1,000円/世帯
--------	---------------

(\*) 出動料金は別途発生します。なお、第 6 条 (利用契約の申し込み) 第 4 項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

## ○スマートロックプラン (シェア型)

### (1) 基本利用料

ゲートウェイ 1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料金
ゲートウェイ 1台目		1,280円
ゲートウェイ 2台目以降	対象サービス利用者(*1)	(*)3) 1,980円
	対象サービス未利用者(*2)	2,980円

(※1) 別表の 2. のいずれかを利用して本サービス利用者としてします。

(※2) 別表の 2. のいずれも利用していない本サービス利用者としてします。

(※3) 別表の 2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料金 (1,980円) で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料金 (2,980円) に変更するものとします。

※上記の月額利用料金には、「しながわ テレビ・プッシュ契約約款」別表の 1. に掲げる月額利用料金 1台分が含まれます。

### (2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料金
ゲートウェイ 1台目		0円
ゲートウェイ 2台目以降		300円/台

### (3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料金		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		
広域モーションセンサー	200円/台		
狭域モーションセンサー	200円/台		
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートロック(*2)	0円/台	700円/台	
スマートライト	100円/個		

(※1) ゲートウェイ 1台に対して 1台の接続に限ります。また、家電コントローラー 1台に対して家庭用エアコン・照明各 1台の操作に限ります。

(※2) ゲートウェイの設置を行った場合、スマートロック 1台に対して非接触型 ICメディアのカードキー 3枚が付属します。

### (4) 駆けつけサービス

月額利用料金	(*) 1,000円/世帯
--------	---------------

(\*) 出動料金は別途発生します。なお、第 6 条 (利用契約の申し込み) 第 4 項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

## ○スマートロック×センサープラン (シェア型)

### (1) 基本利用料

ゲートウェイ 1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料金
ゲートウェイ 1台目		1,280円
ゲートウェイ 2台目以降	対象サービス利用者(*1)	(*)3) 1,980円
	対象サービス未利用者(*2)	2,980円

(※1) 別表の 2. のいずれかを利用して本サービス利用者としてします。

(※2) 別表の 2. のいずれも利用していない本サービス利用者としてします。

(※3) 別表の 2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料金

(1,980円) で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料金 (2,980円) に変更するものとします。

※上記の月額利用料金には、「しながわ テレビ・プッシュ契約約款」別表の 1. に掲げる月額利用料金 1台分が含まれます。

### (2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料金
ゲートウェイ 1台目		0円
ゲートウェイ 2台目以降		300円/台

### (3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料金		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		
広域モーションセンサー	200円/台		
狭域モーションセンサー	200円/台		
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートロック(*2)	0円/台	700円/台	
スマートライト	100円/個		

(※1) ゲートウェイ 1台に対して 1台の接続に限ります。また、家電コントローラー 1台に対して家庭用エアコン・照明各 1台の操作に限ります。

(※2) ゲートウェイの設置を行った場合、スマートロック 1台に対して非接触型 ICメディアのカードキー 3枚が付属します。

### (4) 駆けつけサービス

月額利用料金	(*) 1,000円/世帯
--------	---------------

(\*) 出動料金は別途発生します。なお、第 6 条 (利用契約の申し込み) 第 4 項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

## 2. 対象サービス品目

約款・規約名	サービス品目
ケーブルインターネットサービス契約約款 アパートメント利用条項	かつとびメガ 160 かつとびワイド かつとびプラス かつとびジャスト
インターネット接続サービス契約約款	しながわ光 ホームタイプ しながわ光 マンション VDSL タイプ しながわ光 マンション LAN タイプ
かつとび MANSION LAN インターネットサービス契約約款	かつとび MANSION LAN インターネットサービス(*)

(\*) 第 4 条 (提供区域) に定める提供区域内に限ります。

## 3. 出動料金

駆けつけサービスにおいて、利用者または使用者が出動を要請した場合の利用者が負担する料金は以下のとおりとします。

出動料金	5,000円/回
------	----------

※第 6 条 (利用契約の申し込み) 第 4 項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。ただし、当社と「駆けつけプラン」または「スマートロック×駆けつけプラン」の加入契約を締結している建物に居住している場合は、この限りではありません。

## 4. 契約事務手数料

センサープラン (シェア型)、スマートロックプラン (シェア型) およびスマートロック×センサープラン (シェア型) において、利用者が新規申し込み時に支払う契約事務手数料は以下のとおりとします。

契約事務手数料	3,000円
---------	--------

## 5. 販売価格

### (1) ゲートウェイ

利用者がゲートウェイを追加購入する場合の販売価格は以下のとおりとします。

ゲートウェイ (1台目は購入不可)	18,000円/台
-------------------	-----------

### (2) スマートライト

利用者がスマートライトを購入場合の販売価格は以下のとおりとします。

スマートライト	3,600円/個
---------	----------

### (3) 非接触型 ICメディア

スマートロックを設置している利用者が非接触型 ICメディアを購入場合の販売価格は以下のとおりとします。

カードキー	1,000円/枚
-------	----------

## 6. 工事費

別途見積

## 7. 機器損害金

品名	機器損害金 (課税対象外)
ゲートウェイ	16,000円/台
IPカメラ	20,000円/台
ドア・窓センサー	6,000円/台
広域モーションセンサー	6,000円/台
狭域モーションセンサー	6,000円/台
家電コントローラー	25,000円/台
スマートロック	35,000円/台
スマートライト	2,600円/個

## ●クレジットカード支払いに関する特約

- 利用者は、利用者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金を支払うものとします。
- 利用者は、利用者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金を支払うものとします。また、利用者が指定したクレジットカード会社の指示により、利用者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、利用者は、当該請求に基づき支払うものとします。
- 利用者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、利用者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、利用者は、利用者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
- 当社は、利用者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、利用者の指定したクレジットカード会社の利用料金の支払状況によっては、当社または利用者の指定したクレジットカード会

社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

## ●他の事業者が提供するサービスとの連携に関する特約

1. 利用者は、本特約に同意し、当社所定の手続きをとることにより、当社および当社の提携事業者が連携する他の事業者（以下「連携事業者」といいます。）が提供する会員制サービス（以下「連携事業者サービス」といいます。）において当該利用者に付与されたID、パスワード等（以下「ID等」といいます。）を使用して、連携事業者サービスから本アプリにログインし、本サービスを利用することができます。（以下「連携サービス」といいます。）ただし、利用者は、本サービスの機能の中で一部利用できない機能があることにあらかじめ同意するものとします。
2. 利用者は、連携サービスを利用する場合、本特約とは別に、連携事業者サービスにかかる利用規約等に従うものとします。
3. 当社は、当社の提携事業者または連携事業者のサービスの正確性、有用性、確実性および完全性については、一切保証しないものとします。
4. 当社の提携事業者または連携事業者のサービスの全部または一部が停止・中断・終了等により提供できない場合、利用者は、連携サービスを利用できないことにあらかじめ同意するものとします。
5. 当社の提携事業者または連携事業者のサービスの全部または一部の変更・停止・中断・終了等により、利用者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 利用者のID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等の事由により、利用者または第三者に損害が生じた場合、利用者がその一切の責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。また、かかる事由により、当社に損害が生じた場合、利用者はその一切の責任を負い、当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。
7. 利用者は、自己の責任において連携サービスを利用するものとし、当該サービスを利用したことにより生じた損害、提携事業者、連携事業者その他第三者との間に生じたトラブルその他当該サービスにかかる一切の事項について、当社は一切の責任を負わないものとします。
8. 本特約に定めのない事項は、本利用条項の定めによるものとします。